明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○輸出貿易管理令の一部を改正する政令（二一三）　一
〔省　令〕
○輸出貿易管理規則及び輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令（経済産業五二）　三

本号で公布された法令のあらまし

◇**輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第二一三号）（経済産業省）

1　国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、ロシアを仕向地とする貨物自動車等の輸出について承認を要することとした。（第二条及び別表第二の三関係）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、令和四年六月一七日から施行することとした。

政　令

輸出貿易管理令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年六月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

政令第二百十三号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項及び第六十九条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号の三及び第一号の六中「からモまで」の下に「、第二号の二」を加える。

別表第二の三第二号の次に次の一号を加える。

二の二　次に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの（前二号に掲げる貨物を除く。）

イ　木材及びその製品のうち、次に掲げるもの

(1)　化粧ばり用単板及び合板用単板並びにこれらに類する積層木材用単板並びにその他の縦にひき、平削りし、又は丸剝ぎした木材

(2)　木製のたる、おけその他これらに類する容器及び木製のこれらの部分品

ロ　鉄鋼製の貯蔵タンクその他これに類する容器

ハ　手工具用又は加工機械用の互換性工具並びに機械用又は器具用のナイフ及び刃

ニ　ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの

(1)　蒸気発生ボイラー及び過熱水ボイラー並びにこれらの部分品

(2)　発生炉ガス発生機、水性ガス発生機又はアセチレンガス発生機その他これに類する湿式ガス発生機の部分品

(3)　蒸気タービンの部分品

(4)　反動エンジン、液体原動機及び気体原動機

(5)　気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機、ファン、換気用若しくは循環用のフード又は密閉形の生物学的安全キャビネットの部分品

(6)　エアコンディショナー

(7)　カレンダーその他のロール機の部分品

(8)　遠心分離機及びその部分品

(9)　噴射用、散布用又は噴霧用の機器及びこれらの部分品

(10)　プーリータックル及びホイスト

(11)　デリック、クレーン、移動式リフティングフレーム、ストラッドルキャリヤー及びクレーンを装備した作業トラック

(12)　昇降機、コンベヤその他の持上げ用、荷扱い用、積込み用又は荷卸し用の機械